

5 特別土地保有税

(1) 課税の概要・税率

土地政策の一環として、土地の投機を抑制し、地価の安定を図るとともに、宅地の供給の促進を資することを目的とした政策的な税制として、昭和48年に創設された。

この税は、土地の保有に係るもの(以下「保有分」という。)及び土地の取得に係るもの(以下「取得分」という。)の2種類で構成され、申告納付の方法によって徴収される。

なお、平成15年度税制改正により、特別土地保有税については、平成15年度以降保有分及び取得分とも新たな課税は実施しないこととされた。

その後、平成28年度に徴収猶予していた土地の特例土地保有税が納付されたことから、現在、課税している物件はない。

区分	保有分
課税対象土地	1月1日現在において所有している土地のうち、その保有期間が10年以内のもの
納税義務者	土地の所有者
課税標準	土地の取得価額又は修正取得価格のうちいずれか低い額
税率	1.40%
税額の算出方法	(課税標準額×税率)－固定資産税相当額
免税点	市内に所有する土地の合計面積が5,000㎡未満の場合は、課税されない。
申告納付期限	毎年5月31日
納税義務の免除制度	ア 非課税土地として使用しようとする場合 イ 造成された宅地等の譲渡が特例譲渡に該当する場合 ウ 恒久的に利用される建物その他の施設の土地に該当し、かつ、都市計画等における計画的な土地利用に適合する場合 ※免除の措置を受けようとする場合は、市長に対して申請する必要があります。

取得分
毎年1月1日又は7月1日前1年以内に取得した土地
土地の所有者
土地の取得価格(購入手数料その他の購入のために要した費用を含む。)
3.00%
(課税標準額×税率)－不動産取得税相当額
市内で所有した土地の合計面積が5,000㎡未満の場合は、課税されない。
毎年2月末日又は8月31日
土地利用に適合するもの